

地域包括支援センターにおける職員配置の 柔軟化について

白岡市介護保険等運営協議会第3回会議
令和7年7月30日（水）午前10時30分～
白岡市コミュニティセンター2階 集会室3

法の改正

【令和6年3月29日 厚生労働省令第61号】

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準の一部を改正する省令

【省令改正の目的】

地域包括支援センターの人員確保が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な
職員配置を可能とします。

【省令改正による影響】

「白岡市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例」を一部
改正するものです。

常勤換算



現行の地域包括支援センターの職員の人数について、地域包括支援センター運営協議会（白岡市介護保険等運営協議会）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要と認めるときは、**常勤換算方法**による人員配置が可能となります。

※常勤換算方法とは、センターの勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、職員数に換算する方法

常勤換算方法

常勤者の1週間の勤務時間 8時間×5日間×1人

非常勤者の1週間の勤務時間 4時間×5日間×2人

1人 + (20時間 + 20時間 / 40時間) = 2 ← 常勤換算数

(例) 常勤換算数が2以上の場合

保健師A: 常勤職員1日8時間勤務、週休2日の場合

1人当たりの常勤時間 8時間×5日間 = 40時間

保健師Bが午前の4時間勤務し、保健師Cが午後の4時間勤務した場合、
常勤換算数 = 1となり、常勤換算数2の条件をクリア

保健師A: 1 + $\frac{4時間 \times 5日}{40時間} + \frac{4時間 \times 5日}{40時間} = 2$ ← 常勤換算数

複数の地域包括支援センターを 一の区域としての人員計上

地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターをまとめて一つの区域として、当該複数の地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれの地域包括支援センターの配置基準を満たしたものとします。

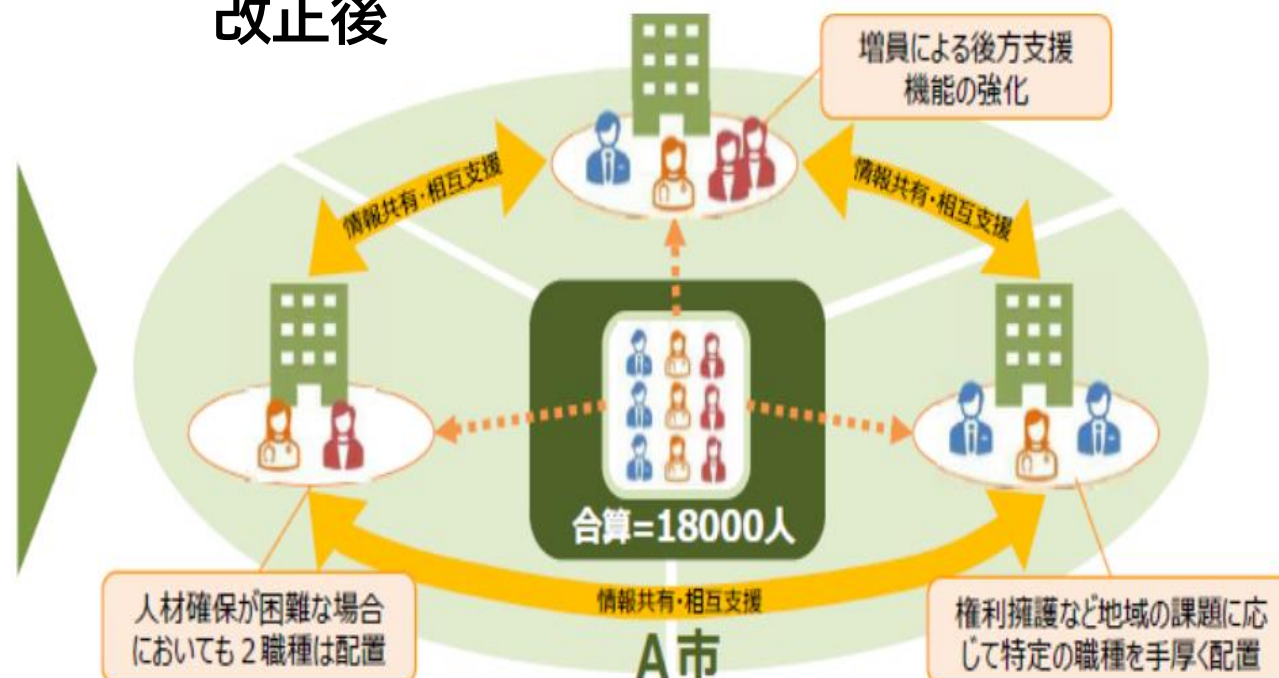
ただし、2職種は必須とします。

イメージ図

改正前



改正後



3つ地域包括支援センターがある場合、地域包括支援センター（b）に社会福祉士がいなくても、他の地域包括支援センター（c）に2名の社会福祉士がいるなど、3か所の地域包括支援センター×3職種＝9人（保健師等3人、社会福祉士等3人、主任介護専門員等3人）いれば基準を満たすことになります。

ご清聴、ありがとうございました。